

湯河原町 いじめ防止 基本方針

平成 26 年 7 月決定 平成 30 年 9 月改定



<URL> <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/kyoiku/gaxtukoukyouiku/ijimeboushi/>

いじめ対策の基本理念

- 「いじめは、許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。
- 地域全体で子どもを見守ります。
- 学校は、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組めます。
- 学校は、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。

湯河原町いじめ防止対策基本方針は、いじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた「いじめ防止対策推進法」に基づく方針です。この方針のもと、社会総がかりで、いじめの防止に努めます。

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第 2 条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止等に関する対策の

基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けた取組を行うとともに、学校、家庭、関係機関、地域が連携することが必要です。

いじめの未然防止には

- 人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切に
するところ”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育むことが重要です。
- 子どもが、自分の存在が大人から認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。そのために、家庭や地域において、家族や大人とふれあう機会を充実する等、大人は子どもを支えていく姿勢を示すことが必要です。



いじめの早期発見には

- 子どもの表情や態度のささいな変化に気づき、その変化がいじめによるものではないかという意識を持つことが重要です。

いじめへの早期対応には

- いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという強い意志のもと、すぐにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。

- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に早急に対処します。また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行います。

いじめの解消には

- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。

家庭との連携は

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションを取ることが大切です。

関係機関との連携は

- 町は、「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関・団体との連携の強化を図ります。



地域との連携は

- 塾やスポーツクラブ等子どもが関わっている集団やインターネットの中で起こっているいじめもあることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が日々刻々と変化していることに伴い、これまでの本町のいじめ防止に係る取組を見直して必要な改善を図るため、平成 30 年 9 月に「湯河原町いじめ防止基本方針」を改定しました。

改定のポイント

いじめの理解の促進

- けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 「いじめ」ということばを使わない指導など柔軟な対応も可とする。
- いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。

学校の組織的対応の強化

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫したものとなることを明確化する。

児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底

- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒（※）について、当該児童・生徒への適切な支援や、保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。

（※）発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒などを含む。

重大事態への対応強化

- 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。